

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和8年7月1日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第33号

鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例

(鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年  
鳥取市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下同じ」を「第5条の2を除き、以下同じ」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第5条の2 児童福祉施設(母子生活支援施設及び保育所に限る。)の設置者は、法  
第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、  
児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴  
力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項  
に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び  
児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務  
従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のあ  
る環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第  
1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならな

い。

附則第2項中「この項」の次に「及び附則第7項」を、「当該保育所の保育士」の次に「(別表第3職員の配置の項第1項第2号に規定する保育士をいい、附則第4項若しくは第5項又は同表職員の配置の項第3項の規定により保育士とみなされる者及び同表職員の配置の項第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加える。

附則第6項中「附則第2項又は前2項」を「別表第3職員の配置の項第1項第2号に規定する保育士をいい、附則第2項若しくは前2項又は同表職員の配置の項第3項」に改める。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 附則第2項及び別表第3職員の配置の項第3項の規定により、看護師等及び同表職員の配置の項第3項に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同表職員の配置の項第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第3職員の配置の項第1項第2号中「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体」の次に「(以下「認定地方公共団体」という。)」を、「地域限定保育士」の次に「(以下「地域限定保育士」という。)」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同表職員の配置の項中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認め

られる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第2項、第4項又は第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年鳥取市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(保育所の職員配置に係る経過措置)」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「(次項において「児童福祉施設条例」という。)」を、「第2項の規定」の次に「(満3歳以上満4歳未満の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、児童福祉施設条例別表第3職員の配置の項第2項の規定(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は適用しない。この場合において、この条例による改正前の鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例別表第3職員の配置の項第2項の規定(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、なおその効力を有する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。